

平成 21 年 6 月 19 日現在

研究種目：若手研究 (B)  
 研究期間：2006～2008  
 課題番号：18730111  
 研究課題名 (和文) アフリカにおける HIV/AIDS とガバナンス：  
 国際化の中での変容を中心に  
 研究課題名 (英文) HIV/AIDS and Governance in Africa:  
 Focusing on the Changes in the Context of Internationalization  
 研究代表者  
 元田 結花 (MOTODA YUKA)  
 学習院大学・法学部・教授  
 研究者番号：20292807

研究成果の概要：本研究課題では、アフリカ諸国のガバナンスに対して、HIV/AIDS の感染の拡大がどのような影響を及ぼしているのかを分析した。特に援助供与主体をはじめとする国際的な行為主体の役割に着目し、これらの主体が、①対象国の政策過程に、発言力のあるアクターとして介入・参加している一方で、②時に現地の政府や各種団体の主体性・自律性を損なう政策を展開し、かつ、③対象国の市民にとっては無責任で非民主的な存在であり、国内の民主的制御機能を阻害し得るといふ、HIV/AIDS をめぐるガバナンスのあり方を明らかにした。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2006 年度	1,000,000	0	1,000,000
2007 年度	700,000	0	700,000
2008 年度	700,000	210,000	910,000
年度			
年度			
総計	2,400,000	210,000	2,610,000

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：政治学・国際関係

キーワード：開発、ガバナンス、HIV、AIDS、ウガンダ、アフリカ、国際化

## 1. 研究開始当初の背景

(1) サブサハラ・アフリカ地域では、HIV 感染率が人口の 30～40%にもものぼる国も多く、全世界の HIV 感染者・AIDS 患者の約 3 分の 2 がこの地域に集中している。感染拡大による負の影響は、アフリカ諸国の経済・社会・政治全体の構造に変革を及ぼすほどのものであるとされている。しかしながら、HIV/AIDS に関する先行研究は、医学面や、個人々の行動様式面に焦点を当てたものが大半を占めており、政治学の観点から HIV/AIDS を分析したものは非常に少ない。そこで、この学問的空白を埋めるために、また、アフリカ諸国

における HIV/AIDS 感染拡大が及ぼす影響力の大きさ・広さを分析射程に取り込むために、広くガバナンスの問題として HIV/AIDS 対策を捉える必要性を認識するに至った。

(2) 同時に、HIV/AIDS をめぐるガバナンスのあり方を理解するには、特に国際的な行為主体——国際機関・先進国政府及びその援助機関、国際的な非政府組織 [NGO] をはじめ、研究者や企業など多岐にわたる——がアフリカ諸国に対して行使する影響力の大きさを考慮する必要性を感じた。これは、資源が不足しているアフリカ諸国にとって、国際的な行為主体と関わらずに HIV/AIDS 政策を遂

行するのは不可能であり、具体的な政策は常に「国際化」の文脈の下に立案・執行されるためである。

## 2. 研究の目的

(1) 本研究課題は、アフリカ諸国において、HIV/AIDS の感染の拡大がガバナンスにどのような影響を及ぼしているのかについて、特にウガンダを事例として、国際的な行為主体の影響力に着目して分析する。具体的には、国家と市民社会、国際的な行為主体の役割と、相互の関係性に着目しながら、HIV/AIDS 自体がもたらす影響と、その影響に対する具体的な対応の反復関係の中から、どのような形態のガバナンスが生まれつつあるのかを明らかにすることを旨とする。そして、今後、HIV/AIDS 対策に向けて何が求められているのを考えていく。

(2) アフリカの国家については、国際的な行為主体との関係において、HIV/AIDS 政策を誰が立案し、執行しているのか、その影響（政策の実効性ととも、政府の能力に対する影響も含む）はどのようなものなのかを、明らかにすることを旨とする。

(3) アフリカの市民社会についても、国際的な行為主体との関係に着目する。一般に、市民社会支援においては、市民社会団体が援助に依存する度合いが大きいくほど、援助供与主体の意向が強要されやすくなり、活動の自律性を失い、現地の実情に答えられなくなる傾向が知られている。HIV/AIDS 対策においても、このような援助供与主体と市民社会団体との関係が認められるのか、それとも、独特のダイナミズムが認められるのかを明らかにする必要がある。

(4) 国家と市民社会の関係については、民主化以後のアフリカ諸国においては、国家と市民社会の関係が変化しており、それが HIV/AIDS 政策のあり方をどのように規定しているのかを押さえる。その上で、国家・市民社会の双方と関係を結んでいる国際的な行為主体が、両者の関係性にどのような影響を及ぼしているのかを分析する。

## 3. 研究の方法

(1) 本研究課題は、HIV/AIDS がガバナンスにもたらす影響という、前例のない、現在進行中の現象を分析対象とするため、一年単位で作業仮説・分析枠組みの構築・再検討と、海外調査・資料収集による情報のアップ・デートを行う形をとることとした。但し、海外調査・資料収集は、研究代表者の勤務環境に依存するため、その時々状況において、研究に必要な情報を入手するために実現可能な形をとるように努力することとした。

(2) 作業仮説・分析枠組みの構築と再検討については、まず、本研究課題に関連する分

野を大きく国際開発一般、アフリカ（特にウガンダの）国家論・市民社会論、HIV/AIDS 対策の三つに分類し、それぞれの主要な文献リストを作成した。次いで、同文献リストをもとに、先行業績を総括した。本研究課題のようなテーマを直接扱った先行研究が少ないため、既存の学問分野の区分や、地域的な分類にとらわれることなく、幅広く知見を動員するよう勤めた。その上で、ガバナンスの問題として、アフリカ、特にウガンダの HIV/AIDS 対策を研究する際の、作業仮説と分析枠組みの構築を目指した。なお、上記三分野は出版の回転が速いので、文献リストを毎年アップ・デートし、新規の情報を反映させる形で作業仮説と分析枠組みを適宜修正した。

(3) 海外調査・資料収集については、本研究課題に先行する形で、2006年2月下旬から3月中旬にかけて、ウガンダの首都カンパラでヒアリング調査を行った。これを手がかりに、以後継続して現地調査を行う予定であったが、研究代表者が2006年6月に東京大学から北海道大学に移り、さらに2008年4月には学習院大学に移ったため、申請時とは研究環境が大きく変わり、予算・時間の点で当初予定していた形での現地調査を行うことが困難となった。そこで、援助供与主体内部、特に本部での政策形成に関する調査を行うこととし、2007年3月にブリュッセルにて、アフリカにおけるプレゼンスが大きい EU およびヨーロッパ系 NGO に対してヒアリング調査を行った。また、上の(1)で挙げた三分野における国際的な議論の動向を把握し、本研究課題を複眼的に再検討するために、2009年3月にイギリスのサセックス大学開発問題研究所にて、文献・資料収集および、研究スタッフとの議論の機会を設けた。

(4) 上の(1)で構築した作業仮説・分析枠組と、(2)で行った海外調査・資料収集の間には、相互にフィード・バック作用が働いていた。すなわち、作業仮説と分析枠組は、海外調査・資料収集を行う際の基本的視座を提供する一方で、海外調査・資料収集を通じて得た知見は、作業仮説と分析枠組を検証し、修正するものであった。加えて、研究代表者が所属する研究機関における研究会や、国際シンポジウムにて報告する機会を活用し、参加者との討議をフィード・バックさせながら研究を進めていく形をとった。これらの作業を通じて、本研究課題において重要な論点を扱った論文を執筆・公表していった。

## 4. 研究成果

(1) 国際的な行為主体（特に援助供与主体—アフリカ諸国政府—市民社会間の相互作用をいかに把握するのかという課題に対して、他の地域の途上国の事例にも触れる形で、

以下のような点を明らかにした（主として下の「5. 主な発表論文等」で挙げた図書の①と③において扱った）。

①国際的な行為主体とアフリカの政府との関係において、国際的な行為主体は、強大な国内政治主体ではあるが、その影響力が全てに及ぶわけではなく、アフリカ政府の側にも「計略の余地」がある。しかし、あくまでもこのような戦略は国際的な供与主体の優位を前提としたものである。

②国際的な行為主体の優位を前提とした戦略的な行動は、アフリカの市民社会についても同様に認められる。このような国際的な行為主体の優位が顕在化する例として、開発援助供与主体が、市民社会を援助過程に包括することの限界が指摘できる。

③市民社会にとって政治的空間は政府から「招待されたもの」に過ぎない一方で、その制約的空間において市民社会は戦略的行動をとっている。しかし、やはりこの「制約」の持つ意味は大きく、特にウガンダのように、大統領の権力・権威を前提とした政治体制においては、市民社会を構成する各アクターの対策は大統領以下の政府の意向に左右される。また、市民社会から見ると援助供与主体は自国政府と一体化していながら、無責任で非民主的な存在である。従って、援助供与主体がアフリカ国内の政策過程に有力な行為主体として参加していることが、国内の民主的統制機能を阻害している可能性が高い。

(2) HIV/AIDS 対策を分析するに当たって重要な個別論点の整理、および各論点における上の(1)で示した三者間の関係については、以下のような点を指摘した（主として下の「5. 主な発表論文等」で挙げた図書の①と②において扱った）。

①貧困と密接に関係する HIV/AIDS 感染拡大のメカニズムを踏まえて、HIV/AIDS 対策において国際的な援助供与主体に期待されている役割とその実態を次のように整理した。すなわち、同対策においては、医療・社会・経済・政治といった各側面に配慮しながら、長期的に取り組む必要性があり、広範な領域に跨る政策を執行する財源および能力の面から、途上国においては援助供与主体が果たす役割への期待も高く、現実にもプレゼンスが大きい。しかし、実際の活動内容を見ると、国際的な行為主体の財源や政策形成能力・執行能力には問題が多い。同時に、対象国政府や、市民社会団体は、援助供与主体に活動資金を依存していることから、どのような対策を行うかについて援助供与主体の意向に左右され、自律性・主体性が損なわれている場合もある。

②上の①で指摘した、医療・社会・経済・政治の各側面に配慮した長期的 HIV/AIDS 対策は、政府に加え、社会全体で取り組むことが

求められる。その際、政府が機能するためには、財源のみならず、対策に向けた政治的意思と行政能力、広く社会の側からの参加・協力を可能とする政治体制が必要である。最後の点は、現場の活動を支える市民社会団体が、単なる政府のサービス請負機関ではなく、貧困層や HIV 感染者・AIDS 患者の置かれた状況を改善する変革の担い手となるためにも不可欠な条件となる。

③貧困対策と HIV/AIDS 対策双方に資するものとして、近年注目を集めている「権利ベースのアプローチ」に焦点を当て、ウガンダを含めた事例を広く参照しながら、そこで論じられる国民—国家関係が、実際には国際環境から多大な影響を受けていることを明らかにした。すなわち、援助供与主体、先進国政府、製薬企業などが新自由主義を推進する役割を担うことによって、国民と国家の間の相互作用を通じて、貧困層や HIV 感染者・AIDS 患者の権利の不断の構築を図るという、「開発」・「人権」をキーワードとする HIV/AIDS 対策は成立しなくなる。このとき、国家の役割も、国民の権利も、「権利ベースのアプローチ」が示唆する「権利」とは相容れない、新自由主義と整合的な形で扱われるのである。

(3) 国際的な行為主体—アフリカ諸国政府—市民社会間の相互作用に、国際的な政治経済環境が及ぼす影響の大きさについて、以下のような分析を行った（主として下の「5. 主な発表論文等」で挙げた図書の②と学会発表の①において扱った）。

①WTO 体制下の新自由主義的な国際経済秩序が、アフリカ諸国の対 HIV/AIDS 政策の選択肢を制約していることを指摘した。特に、TRIPs の改正により、各国で治療薬へのアクセスは拡大したが、先進国と特許をめぐる交渉を個別に行う場合、経済的な力関係が反映されることを確認した。

②国際的な「テロとの戦い」へのシフトが、対 HIV/AIDS 政策を含む開発援助にも多大な影響を及ぼしていることを明らかにした。先進国の安全保障にとって重要かどうかを基準として援助資金が割り当てられるとともに、特に現地の市民社会団体への資金提供を通じた、現地社会に対する統制が強化されていく傾向を指摘した。

③パリ宣言に代表される、援助供与主体間の協調を重視し、被援助国政府の主体性を尊重する動きが、実際には、援助供与主体が推進する画一化された政策モデル・運営体制を被援助国に強要する結果となっていることを示した。背後にはやはり、被援助政府による援助供与主体への依存がある。

(4) 本研究課題を補完する作業として、本研究課題における中心概念の一つである「開発」への理解を深めるために、「開発」と密

接に関係する「持続可能性」概念を具体的な文脈に当てはめる研究を行った。例えば、「持続可能性」を中核としてどのように制度を変革していくのか、複数の機関の事例を比較・分析した。また、地方自治体において、複数のセクターに跨る形で、関係行為主体が持続可能性の実現に向けてどのような問題があると認識しているのか包括的に調査し、今後解決すべき課題や合意形成の可能性を検討した。特に、後者の研究は、先進国である日本を対象としていたものの、社会保障に関する議論（政府の役割、中央—地方関係、市民社会の関与のあり方など）についてはアフリカにおける HIV/AIDS 対策の議論と通じる部分も多々あり、示唆に富むものであった。これらの研究は、下の「5. 主な発表論文等」で挙げた雑誌論文の①と②において示されている。

(5) 以上の成果は、国内的には、政治学の観点から HIV/AIDS を分析したものが非常に少ないという、学問上の空白を埋める一助となったと考えられる。また、グローバル化もしくは国際化と呼ばれる現象を政治学的な観点から分析した研究書に研究代表者の論文が収められたことは（下の「5. 主な発表論文等」で挙げた図書の①と②参照）、本研究課題が取り上げた HIV/AIDS 対策の国際的な重要性を意味するだけでなく、本研究課題が他の分野と広く問題認識を共有するものであり、議論の射程範囲が広いことを示している。一方、国外的には、2007年3月および2009年3月の海外調査・資料収集の折に、援助関係団体や研究機関のスタッフと意見交換を行い、国際的な議論の俎上に載せる形で研究を進めることに勤めた。その結果、2008年12月にベルリンで行われた国際シンポジウムにおける報告（下の「5. 主な発表論文等」で挙げた学会発表の①参照）では、開発援助を専門とする海外の研究者に加え、安全保障や通商問題を専門とする海外の研究者からも、本研究課題がそれぞれの専門分野と共通する重要な論点を扱っていると評価され、活発な質疑応答の機会を得ることができた。また、この報告を元にした論文は、英語の形で公表されることが決まっているため、海外に向けた情報発信が期待される。

(6) しかしながら、本研究課題申請時に予定していた現地調査が、研究代表者の研究環境の変化のために実現できなかったことは、アフリカ諸国内部における、国際的な行為主体—アフリカ諸国政府—市民社会の相互作用の実態をより詳細に把握することを困難なものとした。その結果、HIV/AIDS 対策に向けたガバナンスにおいて、一般論を超える形で、何が機能し、何が機能していないのか、その原因にまで目を向けながら明らかにする作業には、自ずと限界が生じた。そこで、

今後の課題としては、本研究課題の成果を出発点として、現地調査を行い、ケース・スタディの手法を用いて三者の関係性のダイナミズムを特定の文脈に位置づけて分析することが必要となってくる。各地の差異に留意し、国際的な行為主体がアフリカ諸国に及ぼす影響を多面的に分析することは、HIV/AIDS の分野で途上国および国際的な行為主体がどのような政策を選択すべきかを構想する上で、必要な情報を提供することにもつながり、実務面での貢献も期待されよう。

#### 5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計 2 件）

- ① Ferrer-Balas, D., Adachi, J., Banas, S., Davidson, C. I., Hoshikoshi, A., Mishra, A., Motodoa, Y., Onga, M. and Ostwald, M., 'An International Comparative Analysis of Sustainability: Transformation across Seven Universities', *International Journal of Sustainability in Higher Education*, Vol. 9, 2008, pp. 295-316. <査読有>
- ② 元田結花、工藤康彦、城山英明、加藤浩徳、辻宣行、「地方自治体の持続可能性に関する関係アクターの問題構造認識：北海道富良野市を事例として」、『社会技術研究論文集』、第 6 巻、2009 年、124-146 ページ。 <査読有>

〔学会発表〕（計 1 件）

- ① Motoda, Yuka, 'Who Governs Policies towards the HIV/AIDS Crisis in Africa?', *Managing the MedUSA: Comparing Approaches to Global Governance Issues in U.S.-Japan, U.S.-U.K. and U.S.-German relations*, December 11, 2008, JAPANESE-GERMAN CENTER BERLIN.

〔図書〕（計 3 件）

- ① 遠藤乾編、東信堂、『グローバル・ガバナンスの最前線：現在と過去のあいだ』、2008 年、98-120 ページ（元田結花「国境を越える感染症対策」）。
- ② 塩川伸明・中谷和弘編、東京大学出版会、『法の再構築 [II] 国際化と法』、2007 年、149-173 ページ（元田結花「規範と実践の交錯：開発・HIV/AIDS・人権」）。
- ③ 元田結花、東京大学出版会、『知的実践としての開発援助：アジェンダの興亡を超えて』、2007 年、309 ページ。

[その他]

ホーム・ページ

<http://www.gakushuin.ac.jp/univ/law/teachers/pol/motoda/index.html>

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

元田 結花 (MOTODA YUKA)  
学習院大学・法学部・教授  
研究社番号：20292807

### (2) 研究分担者

該当せず

### (3) 連携研究者

該当せず